平成２４年（フ）第７１４号
北九州市小倉北区大門１丁目４番11―402号
債務者　小川　涼子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７１５号
北九州市八幡西区穴生１丁目１番２―401号
債務者　浅田　大介
1　決定年月日時　平成24年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７３２号
北九州市小倉北区東篠崎１丁目１番37―204号
債務者　前田　明美（旧姓片村）
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２０７号
佐賀県三養基郡基山町大字小倉1673番地９町営本桜団地626号
債務者　堤　　絵里（旧姓片渕）
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６４号
佐賀県佐賀市水ヶ江６丁目２番２号
債務者　永瀧　**邦**男
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８１号
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所1570番地153
債務者　林　　匠
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８２号
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所1570番地153
債務者　林　千代美
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４６号
青森市桂木１丁目12番45号　シティハイムプルーク202号
債務者　高谷　雄治
1　決定年月日時　平成24年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４７号
青森市桂木１丁目12番45号　シティハイムプルーク202号
債務者　高谷　優子
1　決定年月日時　平成24年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４６７５号
大阪市此花区酉島１丁目５番１―111号
債務者　橋詰　高雄
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８２２号
大阪市平野区喜連５丁目１番22号　クロワートハイツ303
債務者　月山　秀行
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９９８号
大阪市生野区新今里３丁目４番27号　ＳＴＫビル502号
債務者　前坂登志子（旧姓幸林）
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１９９号
大阪市住吉区長居３丁目２番26―704号、前住所大阪市住吉区南住吉１丁目６番10号
債務者　鈴木　明年
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２１８号
大阪府枚方市禁野本町２丁目11番３―810号
債務者　太田　利香（旧姓伊賀並）
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２３３号
大阪府茨木市高田町10番１―401号
債務者　岩井　雅人
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３４２号
大阪市鶴見区横堤５丁目11番30号―303、住民票上の住所大阪府寝屋川市美井元町27番１―103号
債務者　安達　博之
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３９８号
大阪府池田市畑４丁目23番２号　101
債務者　原田　治夫
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４９８号
大阪府東大阪市若江本町２丁目４番16号、前住所大阪府東大阪市瓜生堂１丁目15番15―208号
債務者　金川　勝征
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部